証券コード　7815
平成27年６月５日

株 主 各 位

東京都江東区新木場二丁目11番１号
東京ボード工業株式会社
代表取締役社長　井　上　弘　之

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月22日（月曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都江東区東陽六丁目３番３号
　ホテルイースト２１東京　３階　永代の間
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目 的 事 項**

報 告 事 項
1. 第70期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　補欠監査役（社外）１名選任の件

第４号議案　退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎当日の受付開始時間は午前９時30分を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようにお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考資書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.t-b-i.co.jp）において、掲載させていただきます。

◎当社は、地球温暖化防止に向けた環境負荷低減の取り組みとして、本定時株主総会については、当社役員及び従業員がノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現状に関する事項

(1) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、建設業、物流業及び廃棄物の中間処理業者より排出される木質廃棄物を原材料として再資源化し、住宅用建材とするパーティクルボード「Ｅ・Ｖ・Ａボード」を製造及び販売する木材環境ソリューションを主たる事業としております。

(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による影響も見られるものの円安・株高を背景として景気は緩やかな回復基調が続いております。

住宅市場においても、消費税率引き上げの影響を受けており、当連結会計年度の新設住宅着工戸数は前年同期比で減少しております。また、建設業界の慢性的な人手不足によるマンションの着工遅れや労務費の上昇の常態化により、依然として厳しい状況で推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは市場ニーズに合致した製品開発とサービス向上を図り、積極的な販売活動を推進してまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は6,043,385千円となりました。また、接着剤原料や光熱費などのコスト上昇に対応するため、仕様の見直し及び製造コスト削減に努めた結果、営業利益は754,090千円、経常利益は707,860千円、当期純利益は595,449千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①　木材環境ソリューション事業

木材環境ソリューション事業におきましては、新設住宅着工戸数の減少に加え、建設現場の工期遅れが常態的に発生しており、マンション用床材を中心に売上高が減少いたしました。一方、施工現場のニーズに応えるためパーティクルボード以外の施工部材の取扱い開始や、文教施設（体育館等）向けのパーティクルボードなどの非住宅向けの市場開拓も進めてまいりました。また平成25年10月に発生した台風26号による土砂被害を受けた東京都大島町から、災害廃棄物の受け入れを行うなど、同島の復興に寄与するべく取り組んでまいりました。以上の結果、

売上高は5,625,322千円となりました。また、原油価格の急落や円安相場により原材料価格が不安定な中、光熱費の上昇、前期の設備投資に伴う減価償却費の上昇などによりセグメント利益（営業利益）は、818,179千円となりました。

② ファシリティ事業

ファシリティ事業におきましては、平成26年４月からの消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などもあり、当社子会社である株式会社カリブが運営する東京都足立区のショッピングタウン「カリブ梅島」への来場者数は、前年同期比6.8%減少しました。以上の結果、各テナントの売上減少により歩合家賃が減少し売上高418,062千円、セグメント利益（営業利益）203,738千円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資に必要な資金及びその他の所要資金に関しては、手元資金を充当することとしておりますが、事業の機動性を保つため、必要の都度において借入金等による資金調達を行うこととしております。

当連結会計年度といたしましては、ＷＰＣの設備投資資金として、銀行からの借入金300,000千円、また、東京証券取引所市場第二部への上場にともなう自己株式の処分による売出しにより、200,560千円の資金調達を行っております。

（注）ＷＰＣとは、木質廃棄物と廃プラスチックを利用した再生複合材です。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は、有形固定資産・無形固定資産を併せ総額459,953千円で、その主たる内容は以下のとおりです。

項　　目	金　　額
製造設備新設	337,211千円

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 対処すべき課題

① 循環型社会構築への取り組み

当社グループは、循環型社会形成推進基本法に則り、大手ゼネコンと「木質資源リサイクル推進協定」を締結し、建設現場での木質廃棄物のゼロ・エミッションに取り組んでおります。地球環境改善事業である当社グループの木材環境ソリューション事業を深くご理解頂き、お客様と共に社会貢献を増大し、循環型社会を構築していくことを目指しております。

② 従業員の意欲、能力の向上

当社グループは、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」の経営理念のもと、当社グループの企業活動（地球環境改善事業）に、従業員一人一人が生きがいをもって取り組むことができるように邁進しております。また、従業員の目標設定や業績等の査定方法を明確化して従業員を適正に評価し、従業員に対する研修の実施や各種資格取得の奨励・補助を行うことを通じて、モチベーション及び能力の向上を目指しております。

③ コスト削減

当社グループの主力商品であるパーティクルボードは、主たる原材料を木質廃棄物としておりますが、その他の原材料は、石油系の接着剤などが大部分を占めており、原油価格や為替相場の影響を受けやすいものとなっております。今後も原油価格の高騰や円安の進行などによっては、原材料価格に大きな変動があるものと予測されるため、それらに対応すべく当社グループでは、コスト削減を徹底することとしており、接着剤使用量の更なる削減及び原材料購入費の洗い直し等を検討しております。

④ 研究開発

目まぐるしく変化する市場環境の中、当社グループは、お客様のニーズを積極的に捉え、地球環境に配慮した高付加価値製品を開発していくことが経営の重要課題であると認識し、主力製品「Ｅ・Ｖ・Ａボード」の用途開発を中心に、競争力があり独自性の高い製品の研究開発に積極的に取り組み、更なる成長発展を目指しております。

⑤ 木質廃棄物の確保

燃料として焼却処分（サーマルリサイクル）される木質廃棄物を、少しでも多く当社グループがパーティクルボードとして再生（マテリアルリサイクル）することで、より多くのCO^2を削減し、「リサイクリングで地球環境の未来を創る」という経営理念を実現してまいります。

(10) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

科　　目	第67期 平成24年３月期	第68期 平成25年３月期	第69期 平成26年３月期	第70期 平成27年３月期 当連結会計年度
売上高　（千円）	—	—	—	6,043,385
当期純利益　（千円）	—	—	—	595,449
１株当たり当期純利益（円）	—	—	—	239.41
総資産　（千円）	—	—	—	11,584,557
純資産　（千円）	—	—	—	4,948,737
自己資本比率	—	—	—	39.7%

（注）第70期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第69期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

科　　目	第67期 平成24年３月期	第68期 平成25年３月期	第69期 平成26年３月期	第70期 平成27年３月期 （　当　期　）
売上高　（千円）	4,077,238	4,753,432	4,736,528	4,879,784
当　期　純　利　益（千円）	455,729	500,834	478,020	516,980
１株当たり当期純利益（円）	197.23	216.74	202.27	207.86
総資産　（千円）	9,475,857	9,836,126	10,004,238	10,413,779
純資産　（千円）	2,285,799	2,767,341	3,413,939	4,104,399
自己資本比率	24.1%	28.1%	34.1%	39.4%

（注）1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 売上高には消費税等は含まれておりません。

(11) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会　社　名	資　本　金	議決権 比　率	主な事業内容	所　在　地
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社	12,000千円	100%	一般貨物運送事業及び産業廃棄物の収集運搬業	埼玉県八潮市
ＴＢ関西物流株式会社	13,000千円	100%	一般貨物運送事業及び産業廃棄物の収集運搬業	奈良県奈良市
株式会社カリブ	10,000千円	100%	ショッピングモールの運営	東京都足立区
横浜エコロジー株式会社	10,000千円	51%	木質廃棄物の処理及び木質チップの製造販売	神奈川県横浜市

(12) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　社：東京都江東区新木場二丁目11番１号

工　場：新木場リサイクリング工場（東京都江東区）

合板・加工工場（東京都江東区）、埼玉工場（埼玉県八潮市）

② 子会社

「(11) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(13) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
196 名	―

（注）１．上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）43名を含んでおりません。

２．第70期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104 名	４名増	40.2 歳	８年３ヶ月

（注）上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）19名を含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	926,320千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	908,000千円
株式会社三井住友銀行	804,200千円

Ⅱ．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　13,120,000 株
(2) 発行済株式総数　3,660,369 株　（自己株式1,100,025株を含む）
(3) 株主数　1,312 名

(4) 大株主（上位13名）

株　主　名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
井上　弘之	744,543 株	29.08 %
Ｔ・Ｂ・Ｈ株式会社	285,535 株	11.15 %
セイホク株式会社	270,000 株	10.54 %
鈴木　吉助	88,250 株	3.44 %
ＪＫホールディングス株式会社	78,070 株	3.04 %
東京ボード工業従業員持株会	72,650 株	2.83 %
株式会社みずほ銀行	50,000 株	1.95 %
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	50,000 株	1.95 %
伊藤忠建材株式会社	30,000 株	1.17 %
住友林業株式会社	30,000 株	1.17 %
双日建材株式会社	30,000 株	1.17 %
トーヨーマテリア株式会社	30,000 株	1.17 %
丸紅建材株式会社	30,000 株	1.17 %

（注）1.持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年３月31日現在)

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	井　上　弘　之	―	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社　取締役会長 株式会社カリブ　取締役会長 横浜エコロジー株式会社　代表取締役専務 Ｔ・Ｂ・Ｈ株式会社　代表取締役
取締役会長	鈴　木　吉　助	―	―
取締役	石　毛　正　広	製造担当	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社　取締役 TB関西物流株式会社　取締役
取締役	尾　股　拓　彦	経営管理部長	―
取締役	川　村　秀　義	営業担当	―
取締役	井　上　　守	―	株式会社オーシカ　顧問
監査役	石　毛　哲　男	―	ティー・ビー・ロジスティックス株式会社　監査役 TB関西物流株式会社　監査役 株式会社カリブ　監査役
監査役	小　林　三　郎	―	小林税務会計事務所　税理士
監査役	小　堀　　優	―	みらい総合法律事務所パートナー　弁護士

(注) 1. 井上守氏は、社外取締役であります。
2. 小林三郎氏及び小堀優氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の小林三郎氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役小堀優氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役小林三郎氏、監査役小堀優氏につきましては、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
① 取締役の川村秀義氏は、平成26年６月24日付で就任いたしました。
② 取締役の井上守氏は、平成26年６月24日付で就任いたしました。
③ 取締役の藤井貞男氏は、平成26年９月23日に逝去により退任いたしました。

(2) 取締役、監査役ごとの報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	７名 (１名)	69,275千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	３名 (２名)	9,040千円 (3,500千円)
合計	10名	78,315千円

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5,765千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	井 上 守	株式会社オーシカ	顧問	当社と株式会社オーシカとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小 林 三 郎	小林税務会計事務所	所長	当社と小林税務会計事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小 堀 優	みらい総合法律事務所	パートナー	当社とみらい総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等の特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏 名	出 席 状 況	
取締役	井 上 守	取締役会 全15回中13回	―
監査役	小 林 三 郎	取締役会 全19回中17回	監査役会 全22回中21回
監査役	小 堀 優	取締役会 全19回中19回	監査役会 全22回中22回

発言状況については、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

ロ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当する事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

⑤ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当する事項はありません。

⑥ 事業報告記載事項に関する意見

特にありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	19,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,300千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができないことから、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成に対し支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第１項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

Ⅳ. 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行います。
   (2) すべての役職員に「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
   (3) コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、すべての役職員を対象とする通報制度を設けるとともに、社外受付を弁護士事務所に設置しております。
   (4) 「反社会的勢力の排除」について基本方針を定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと及び利用しないことの徹底を図っております。
   (5) 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。
   (6) 監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有化に努め、三者連携により各監査の効果を高めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   (1) 取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等、取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保管及び管理を行います。
   (2) 取締役及び監査役は、議事録、稟議書、その他の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険に関する規定その他の体制
   コンプライアンス、風評、オペレーション、災害などのリスクに対応するため「リスク管理規程」を定め、当社全体のリスクの認識、発生の未然防止の検討を行うため「リスク管理委員会」を定期的に開催しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1) 取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。
   (2) 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の基本的職務・責任権限に関する事項及び管掌業務を明確にすることで組織の効率的な運営を図っております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。

② 当社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めることとしております。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。

② 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議することとしております。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の経営内容を的確に把握するための書類等の提出を求め、適宜検討することとしております。

② 当社は子会社に対し、毎年１回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行うこととしております。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規定、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。

② 当社は子会社に、当社が定めた「反社会的勢力の排除」について基本方針を同一の方針として定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと及び利用しないことの徹底を図っております。

③ 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

(5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、毎期、関係会社の業績を評価し、取締役会にて審議することとしております。

② 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置きます。

7. 「6.」の使用人の取締役からの独立に関する事項

他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築しております。

① 監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上位者による指揮命令を受けないこととします。

② 使用人の人事異動・人事考課・懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行います。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役職員に周知徹底しております。

9. 次に掲げる体制その他の当社の監査役に報告するための体制

(1) 当社の取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

① 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受けます。

② 上記の重要な会議に付議されない重要な決裁書類及び報告等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けます。

③ 取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告します。

イ 法令、定款、コンプライアンス規程その他の社内規程に違反する重大な事項

ロ 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）

ハ 会社に著しく損害を及ぼすおそれのある事項

ニ 当局の調査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項

ホ その他業務遂行上必要と判断した事項

(2) 子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制

① 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。

② 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うこととしております。

③ 当社内部監査室、経営管理部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告することとしております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を思弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定めております。

(2) 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

連 結 貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日　現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,197,449	流動負債	1,651,227
現金及び預金	2,114,887	支払手形及び買掛金	683,272
受取手形及び売掛金	1,570,956	１年内償還予定の社債	76,000
商品及び製品	208,184	１年内返済予定の長期借入金	392,020
仕掛品	59,851	未払金	154,050
原材料及び貯蔵品	119,757	未払法人税等	35,341
繰延税金資産	74,743	賞与引当金	48,784
その他	50,034	その他	261,759
貸倒引当金	△965	固定負債	4,984,592
固定資産	7,387,108	社債	358,000
有形固定資産	7,134,604	長期借入金	2,246,500
建物及び構築物	883,166	繰延税金負債	1,369,169
機械装置及び運搬具	481,723	役員退職慰労引当金	239,335
土地	5,461,165	退職給付に係る負債	188,203
建設仮勘定	290,222	受入敷金保証金	322,235
その他	18,326	資産除去債務	261,149
無形固定資産	36,567	負債合計	6,635,820
投資その他の資産	215,936	（純資産の部）	
投資有価証券	70,676	株主資本	4,581,669
長期貸付金	1,815	資本金	221,000
破産更生債権等	14,000	資本剰余金	90,516
繰延税金資産	3,743	利益剰余金	5,700,188
敷金及び保証金	95,525	自己株式	△1,430,035
その他	44,575	その他の包括利益累計額	15,229
貸倒引当金	△14,400	その他有価証券評価差額金	15,229
		少数株主持分	351,839
		純資産合計	4,948,737
資産合計	11,584,557	負債及び純資産合計	11,584,557

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,043,385
売上原価		3,875,576
売上総利益		2,167,808
販売費及び一般管理費		1,413,717
営業利益		754,090
営業外収益		
受取利息	352	
受取配当金	2,975	
受取手数料	1,675	
受取家賃	2,483	
受取保険金	8,337	
補助金収入	3,201	
その他	5,356	24,383
営業外費用		
支払利息	31,297	
社債利息	2,082	
株式公開費用	31,236	
その他	5,997	70,613
経常利益		707,860
特別利益		
固定資産売却益	4,574	
受取補償金	5,000	9,574
税金等調整前当期純利益		717,434
法人税、住民税及び事業税	107,807	
法人税等調整額	△45,733	62,074
少数株主損益調整前当期純利益		655,360
少数株主利益		59,910
当期純利益		595,449

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	221,000	19,956	5,134,262	△1,560,000	3,815,218
当期変動額					
剰余金の配当			△29,524		△29,524
当期純利益			595,449		595,449
自己株式の取得				△35	△35
自己株式の処分		70,560		130,000	200,560
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					―
当期変動額合計	―	70,560	565,925	129,965	766,450
当期末残高	221,000	90,516	5,700,188	△1,430,035	4,581,669

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,750	12,750	296,828	4,124,797
当期変動額				
剰余金の配当		―		△29,524
当期純利益		―		595,449
自己株式の取得		―		△35
自己株式の処分		―		200,560
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,479	2,479	55,010	57,489
当期変動額合計	2,479	2,479	55,010	823,939
当期末残高	15,229	15,229	351,839	4,948,737

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

４社

連結子会社の名称

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
ＴＢ関西物流株式会社
横浜エコロジー株式会社
株式会社カリブ

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社はありません。

(3) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	商品は先入先出法による原価法、製品は総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３～60年
機械装置及び運搬具	２～17年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	4,269,000千円

② 担保に係る債務

社債（１年内償還予定の社債含む）	434,000千円
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	2,338,520千円
計	2,772,520千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　9,677,960千円

3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

たな卸資産評価損	△19,888千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	3,660,369	—	—	3,660,369

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成26年６月24日定時株主総会	普通株式	29,524千円	12円00銭	平成26年３月31日	平成26年６月25日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成27年６月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	76,810千円	30円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月23日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、木材環境ソリューション事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主として銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主として設備投資や企業買収に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長６年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各部門における営業担当者が主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,114,887	2,114,887	―
(2)受取手形及び売掛金	1,570,956		
貸倒引当金(※)	△965		
	1,569,990	1,569,990	―
資産計	3,684,878	3,684,878	―
(1)支払手形及び買掛金	683,272	683,272	―
(2)社債	434,000	434,000	―
(3)長期借入金	2,638,520	2,640,478	1,958
負債計	3,755,792	3,757,751	1,958

(※)受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債、並びに (3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都において賃貸用の不動産（土地）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
232,113千円	587,000千円

(注) 1．連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。
2．期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,795円42銭
1株当たり当期純利益	239円41銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	595,449千円
普通株主に帰属しない金額	―千円
普通株式に係る当期純利益	595,449千円
普通株式の期中平均株式数	2,487,205株

8. 重要な後発事象に関する注記

取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入

当社は平成27年5月22日の取締役会において、当社の取締役に対する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成27年6月22日開催の第70期定時株主総会において付議することといたしました。なお、本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

(1) 本制度の導入の目的

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

本制度については、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する株式報酬型の役員報酬となります。

(2) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの３年間を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式を役員報酬として交付等する制度となります。当社が拠出する取締役の報酬額（平成27年６月22日開催の第70期定時株主総会で決議された本制度へ拠出する金員の上限）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度及び役位等に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付等されます。

(3) 信託契約の内容

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的 受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
③ 委託者 当社
④ 受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者 取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者
⑦ 信託契約日 平成27年９月７日（予定）
⑧ 信託の期間 平成27年９月７日（予定）～平成30年８月31日（予定）
⑨ 制度開始日 平成27年10月１日（予定）
⑩ 議決権 行使しないものといたします。
⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
⑫ 信託金の上限額 160百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 帰属権利者 当社
⑭ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日　現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,371,718	流動負債	1,507,098
現金及び預金	1,394,763	支払手形	495,353
受取手形	1,038,205	買掛金	140,290
売掛金	452,789	１年内償還予定の社債	76,000
商品及び製品	207,953	１年内返済予定の長期借入金	392,020
仕掛品	59,851	未払金	215,911
原材料及び貯蔵品	108,037	未払費用	31,437
前払費用	36,373	未払法人税等	6,731
繰延税金資産	65,095	前受金	22,739
未収入金	2,914	賞与引当金	30,932
その他	5,733	その他	95,681
固定資産	7,042,061	固定負債	4,802,281
有形固定資産	6,807,546	社債	358,000
建物	685,074	長期借入金	2,246,500
構築物	14,282	繰延税金負債	1,367,037
機械及び装置	340,695	退職給付引当金	188,203
車両運搬具	3,845	役員退職慰労引当金	229,010
工具、器具及び備品	12,261	受入敷金保証金	202,020
土地	5,461,165	資産除去債務	211,510
建設仮勘定	290,222	負債合計	6,309,380
無形固定資産	36,441	（純資産の部）	
ソフトウエア	36,441	株主資本	4,089,170
投資その他の資産	198,073	資本金	221,000
投資有価証券	70,676	資本剰余金	90,516
関係会社株式	69,056	資本準備金	19,956
出資金	31,700	その他資本剰余金	70,560
長期貸付金	1,815	利益剰余金	5,207,689
破産更生債権等	14,000	利益準備金	55,988
長期前払費用	8,890	その他利益剰余金	5,151,701
その他	16,333	固定資産圧縮積立金	4,059
貸倒引当金	△14,400	別途積立金	4,500,000
		繰越利益剰余金	647,641
		自己株式	△1,430,035
		評価・換算差額等	15,229
		その他有価証券評価差額金	15,229
		純資産合計	4,104,399
資産合計	10,413,779	負債及び純資産合計	10,413,779

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		4,879,784
売上原価		3,172,110
売上総利益		1,707,674
販売費及び一般管理費		1,193,068
営業利益		514,605
営業外収益		
受取利息	273	
受取配当金	14,975	
受取手数料	24,399	
受取保険金	7,924	
その他	11,112	58,685
営業外費用		
支払利息	31,297	
社債利息	2,082	
株式公開費用	31,236	
その他	5,987	70,603
経常利益		502,686
特別利益		
固定資産売却益	140	140
税引前当期純利益		502,827
法人税、住民税及び事業税	31,897	
法人税等調整額	△46,050	△14,153
当期純利益		516,980

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	221,000	19,956	—	19,956	55,988	5,620	5,000,000	△341,375	4,720,233
当期変動額									
剰余金の配当				—				△29,524	△29,524
当期純利益				—				516,980	516,980
圧縮積立金の取崩				—		△1,561		1,561	—
別途積立金の取崩				—			△500,000	500,000	—
自己株式の取得				—					—
自己株式の処分			70,560	70,560					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—					—
当期変動額合計	—	—	70,560	70,560	—	△1,561	△500,000	989,017	487,456
当期末残高	221,000	19,956	70,560	90,516	55,988	4,059	4,500,000	647,641	5,207,689

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,560,000	3,401,189	12,750	12,750	3,413,939
当期変動額					
剰余金の配当		△29,524		—	△29,524
当期純利益		516,980		—	516,980
圧縮積立金の取崩		—		—	—
別途積立金の取崩		—		—	—
自己株式の取得	△35	△35		—	△35
自己株式の処分	130,000	200,560		—	200,560
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	2,479	2,479	2,479
当期変動額合計	129,965	687,981	2,479	2,479	690,460
当期末残高	△1,430,035	4,089,170	15,229	15,229	4,104,399

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品　　商品は先入先出法による原価法、製品は総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品　　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品　先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３～60年

機械及び装置　　２～８年

②　無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における見積額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」(前事業年度853千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	4,269,000千円

② 担保に係る債務

社債(1年内償還予定の社債含む)	434,000千円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	2,338,520千円
計	2,772,520千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　8,653,084千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,110千円
短期金銭債務	86,206千円
長期金銭債務	111,300千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	221,989千円
仕入高	44,461千円
販売費及び一般管理費	375,010千円
営業取引以外の取引	24,491千円

(2) たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

たな卸資産評価損	△19,888千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数（株）	当期増加株式数（株）	当期減少株式数（株）	当期末株式数（株）
普通株式	1,200,000	25	100,000	1,100,025

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加	25株
公募による自己株式の処分による減少	100,000株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,673千円
未払事業税	2,170千円
たな卸資産評価損	26,179千円
減価償却超過額	55,367千円
減損損失	7,752千円
退職給付引当金	60,864千円
役員退職慰労引当金	74,061千円
資産除去債務	68,402千円
繰越欠損金	465,619千円
その他	6,940千円
繰延税金資産小計	779,031千円
評価性引当額	△705,522千円
繰延税金資産合計	73,509千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,279千円
土地評価益	1,235,737千円
資産除去債務対象資産	879千円
圧縮積立金認定損	129,615千円
圧縮記帳積立金	1,940千円
繰延税金負債合計	1,375,451千円
繰延税金負債の純額	1,301,942千円

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産―繰延税金資産	65,095千円
固定負債―繰延税金負債	1,367,037千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは33.1%、平成28年４月１日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は、133,968千円減少し、法人税等調整額が133,968千円減少し、その他有価証券評価差額金が547千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社カリブ	所有直接100%	店舗の賃貸役員の兼任	賃貸料の受取（注１）	214,283	前受金	17,485
				敷金の受入	—	受入敷金保証金	111,300

（注１）取引価格については、市場価格等を参考にして、交渉のうえ決定しております。
（注２）取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,603円07銭
１株当たり当期純利益	207円86銭

（注） １株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	516,980千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純利益	516,980千円
普通株式の期中平均株式数	2,487,205株

9. 重要な後発事象に関する注記

取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入

当社は平成27年5月22日の取締役会において、当社の取締役に対する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成27年6月22日開催の第70期定時株主総会において付議することといたしました。なお、本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条

件とします。

(1) 本制度の導入の目的

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

本制度については、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する株式報酬型の役員報酬となります。

(2) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの３年間を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式を役員報酬として交付等する制度となります。当社が拠出する取締役の報酬額（平成27年６月22日開催の第70期定時株主総会で決議された本制度へ拠出する金員の上限）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度及び役位等に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付等されます。

(3) 信託契約の内容

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
② 信託の目的 受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
③ 委託者 当社
④ 受託者 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤ 受益者 取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者
⑦ 信託契約日 平成27年９月７日（予定）
⑧ 信託の期間 平成27年９月７日（予定）～平成30年８月31日（予定）
⑨ 制度開始日 平成27年10月１日（予定）
⑩ 議決権 行使しないものといたします。
⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
⑫ 信託金の上限額 160百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬ 帰属権利者 当社
⑭ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

東京ボード工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　堀　切　　進　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土　肥　　真　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月22日

東京ボード工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　切　　進　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　土　肥　　真　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京ボード工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社から事業の報告を求め、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

東京ボード工業株式会社　監査役会

常勤監査役　石　毛　哲　男　㊞

社外監査役　小　林　三　郎　㊞

社外監査役　小　堀　　優　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

1.　当期の期末配当金に関する事項

当期の期末配当金につきましては株主の皆様への適切な利益還元を基本方針としております。また、当期につきましては、平成26年12月25日に東京証券取引所市場第二部への上場を果たすことができましたことから、記念配当を加え、次のとおりとさせていただきたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円00銭

（うち、普通配当20円00銭、記念配当10円00銭）

総額76,810,320円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月23日

第２号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役６名全員が任期満了となります。また、取締役鈴木吉助氏は、本定時株主総会終結の時を持って取締役を退任いたしますので、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役１名を増員し取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
1	井上（いのうえ）　弘之（ひろゆき） （昭和41年12月29日） 【重　任】	平成３年４月 ホクヨープライウッド株式会社入社 平成７年１月 当社入社 当社取締役経理部長 就任 平成８年１月 当社取締役リサイクル部長 就任 平成13年１月 当社代表取締役常務 就任 平成15年１月 当社代表取締役専務 就任 平成16年２月 横浜エコロジー株式会社 代表取締役専務 就任（現任） 平成16年４月 株式会社ワンダーワークス（現株式会社カリブ） 代表取締役社長 就任 平成16年８月 ティー・ビー・ロジスティックス有限会社（現 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社） 取締役 就任 平成20年６月 当社代表取締役社長 就任（現任） 平成21年６月 株式会社カリブ 代表取締役会長 就任 平成22年６月 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社　取締役会長 就任（現任） 平成26年４月 株式会社カリブ 取締役会長 就任（現任） （重要な兼職の状況） ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役会長 株式会社カリブ　取締役会長 横浜エコロジー株式会社　代表取締役専務 Ｔ・Ｂ・Ｈ株式会社　代表取締役	(1) 744,543株 (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
2	石毛 正広（いしげ まさひろ） （昭和31年８月２日） 【重　任】	昭和53年10月 大洋プライウッド株式会社（現当社）入社 平成８年２月 ファミリーボード株式会社 出向 平成14年１月 当社復帰 平成17年８月 ティー・ビー・ロジスティックス有限会社（現 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社） 取締役 就任（現任） 平成21年６月 当社執行役員営業部長 就任 平成22年６月 当社取締役営業部長 就任 平成24年６月 TB関西物流株式会社 取締役就任（現任） 当社取締役製造部長 就任 平成25年６月 当社取締役事業本部長 就任 平成26年６月 当社取締役（製造担当）就任（現任） （重要な兼職の状況） ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 取締役 ＴＢ関西物流株式会社 取締役	(1) 23,000株 (2) なし
3	尾股 拓彦（おまた たくひこ） （昭和36年11月８日） 【重　任】	昭和59年４月 株式会社マルコー 入社 平成３年９月 株式会社アートフォーラム 入社 平成９年１月 株式会社Ｒ・Ｅ入社 同社管理部長 就任 平成17年２月 株式会社ラ・パルレ 入社 平成20年４月 同社経理部長 就任 平成21年12月 同社経理部長兼情報システム部長 就任 平成23年４月 当社入社 経営管理部部長代理就任 平成23年８月 当社経営管理部 IPO準備室室長就任 平成24年６月 当社経営管理部 経営企画室室長就任 平成26年２月 当社取締役経営管理部長 就任（現任）	(1) ０株 (2) なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
4	川村（かわむら） 秀義（ひでよし） （昭和25年２月23日） 【重　任】	昭和49年４月 伊藤忠建材株式会社　入社 平成12年３月 同社大阪木質素材部長 就任 平成14年３月 同社木質素材統括営業部長（兼）大阪木質素材部長 就任 平成15年７月 同社木質素材事業部長（兼）東京木質素材部長（兼）大阪木質素材部長 就任 平成16年６月 同社執行役員　木質素材事業部長（兼）大阪木質素材部長 就任 平成18年３月 同社執行役員 木質素材事業部長 就任 平成22年10月 同社執行役員 木質素材事業部長（兼）大阪木質素材部長 就任 平成23年３月 同社執行役員 木質素材事業部長 就任 平成24年６月 同社理事 就任 平成26年４月 当社営業顧問 就任 平成26年６月 当社取締役（営業担当） 就任（現任）	(1) ０株 (2) なし
5	井上（いのうえ） 守（まもる） （昭和23年８月12日） 【重　任】	昭和47年４月 住友林業株式会社 入社 平成12年４月 住友林業クレックス株式会社 取締役社長 就任 平成13年11月 住友林業クレスト株式会社 取締役社長 就任 平成16年４月 住友林業株式会社　営業本部営業統括部長（兼）同本部営業管理部長 就任 平成16年６月 同社執行役員 就任 平成17年10月 安宅建材株式会社 社長 就任 平成18年４月 住友林業株式会社 常務執行役員 海外事業本部 本部長 就任 平成18年６月 同社取締役常務執行役員 就任 平成20年６月 同社代表取締役専務執行役員 就任 平成23年６月 同社顧問 就任 平成25年11月 当社顧問 就任 平成26年１月 株式会社オーシカ　顧問 就任（現任） 平成26年６月 当社社外取締役 就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社オーシカ　顧問	(1) ０株 (2) なし

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
6	只腰由紀夫（ただこしゆきお） （昭和28年１月14日） 【新　任】	昭和50年４月株式会社トーメン　入社 昭和55年４月ボード株式会社　入社 昭和57年５月同社取締役 就任 平成５年５月同社常務取締役 就任 平成９年５月同社取締役副社長 就任 平成12年５月同社代表取締役社長 就任 （現任） （重要な兼職の状況） ボード株式会社　代表取締役社長 日本住宅パネル工業協同組合　理事	(1) ０株 (2) なし

（注）1. 井上守氏及び只腰由紀夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由
井上守氏につきましては、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、引き続き当社の経営体制の強化に活かして頂きたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
只腰由紀夫氏につきましては、他の会社の経営者として、住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かして頂きたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 取締役候補者井上守氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
4. 井上守氏と当社の間では、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された時は、当該契約を継続する予定であります。
5. 只腰由紀夫氏と当社の間では、同氏の選任が承認された時は、社外取締役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　補欠監査役（社外）１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役（社外）１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役（社外）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との間の特別の利害関係
1	芳木亮介（よしきりょうすけ） （昭和49年４月25日）	平成13年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成17年９月 公認会計士登録 平成18年10月 ＧＣＡ株式会社（現 ＧＣＡサヴィアン株式会社）入所 平成21年３月 清和監査法人 入所 平成25年２月 Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 就任（現任） 平成25年７月 芳木公認会計士事務所 代表　就任（現任） 平成27年１月 株式会社メディアサポート 監査役 就任（現任） （重要な兼職の状況） Y Plus Advisory株式会社 代表取締役 芳木公認会計士事務所 代表 株式会社メディアサポート　監査役	(1) ０株 (2) なし

（注）1. 芳木亮介氏は、補欠の監査役（社外）候補者であります。

2. 補欠監査役（社外）候補者の選任理由
芳木亮介氏につきましては、公認会計士として豊富な知識と経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

3. 当社は、芳木亮介氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で社外監査役として任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合であっても、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額までその責任を当然に免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件並びに役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

(1) 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任される鈴木吉助氏に対し、取締役在任中の功労に報いるため、また、平成26年９月23日に逝去されました故藤井貞男氏に対し、取締役在任中の功労に報いるため、当社が定める一定の基準に基づき、相当額の役員退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
すずき　きちすけ 鈴木　吉助	昭和62年12月　当社取締役 平成９年12月　当社常務取締役 平成12年１月　当社専務取締役 平成13年１月　当社代表取締役社長 平成20年６月　当社代表取締役会長 平成24年６月　当社取締役会長　現在に至る
ふじい　さだお 藤井　貞男	平成23年６月　当社取締役 平成26年９月　逝去

(2) 役員退職慰労金打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することを、平成27年５月18日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役４名及び監査役１名に対し、在任中の功労に報いるため、当社が定める一定の基準に基づき、取締役４名に対しては総額97,450,000円を、監査役１名に対しては2,700,000円を上限として支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、支給の時期は各氏の退任時とし、支給の方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役各氏は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
いのうえ　ひろゆき 井上　弘之	平成７年１月　当社取締役 平成13年１月　当社代表取締役常務 平成15年１月　当社代表取締役専務 平成20年６月　当社代表取締役社長　現在に至る
いしげ　まさひろ 石毛　正広	平成22年６月　当社取締役　現在に至る
おまた　たくひこ 尾股　拓彦	平成26年２月　当社取締役　現在に至る
かわむら　ひでよし 川村　秀義	平成26年６月　当社取締役　現在に至る
いしげ　てつお 石毛　哲男	平成16年１月　当社常勤監査役　現在に至る

第５号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

１．提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」により構成いたしておりますが、役員に対する報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止し、新たに取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）について、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであり、また、株主価値の上昇にも資することから、導入は相当であると判断しております。具体的には、平成21年６月29日開催の第64期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の月額固定報酬（月額10百万円以内）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度までの３年間（以下「対象期間」という）に在任する当社の取締役に対し、各事業年度における業績達成度及び役位等に応じて、支給する旨のご承認をお願いするものであります。なお、現在対象となる取締役の員数は４名であり、第２号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり可決されますと対象となる取締役は４名となります。

２．本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度及び役位等に応じて、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される業績連動型株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

(2) 当社が本信託に拠出する金員の上限

当社は、合計160百万円を上限とする金員を、対象期間の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役には、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度まで（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度※及び役位等に応じて、当社株式等の交付等が行われます。ただし、本制度により取締役に交付される株式数は、合計で85,200株を超えないものとします。

※業績達成度は期初に発表する連結経常利益の達成率を指標とします。

取締役に対して交付される株式数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。取締役には、信託期間中の毎年、個人別に一定のポイントが付与され、取締役の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じた株式等の交付等が行われます。

信託期間中の毎年６月迄に、同年３月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度及び役位等に応じて、当該事業年度分のポイントが決定します。ポイントの付与は、信託期間内において、毎年行われます。取締役が付与を受けることができる１年当たりのポイントの総数は、28,400ポイントを上限といたします。

１ポイントは当社株式１株といたします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各評価対象事業年度において、各取締役のポイントは、以下の算定式によって決定されます（１ポイント未満の端数は切り捨てる。）。

［ポイント算定式］

50百万円÷信託設定時株価×業績係数×付与配分

（注）1. 業績係数は業績達成度により0.5～1.0の間で変動します。

（注）2. 付与配分は、役位に応じて決定される役位係数に、在任期間に応じて決定される在任係数を乗じて得られる値を取締役ごとに算出し、全ての取締役に関する値の合計額に対して当該取締役に関する値が占める割合を意味します。

(4) 取締役に対する株式交付

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されていた累積ポイント数に対応する当社株式の75%（単元未満株数は切捨）が交付され、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

（ご参考）

なお、本制度の詳細については、当社平成27年５月22日付「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社平成27年５月22日付の「適時開示」

「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（抜粋）

２．業績連動型株式報酬制度の導入

（１）当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであり、また、株主価値の上昇にも資することから、業績連動型株式報酬制度を導入いたします。

（２）本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。また、本制度において取締役が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

（３）本制度については、役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「ＢＩＰ信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型の株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付（以下「交付等」という。）する株式報酬型の役員報酬となります。

３．役員報酬制度の見直し

このたびの役員報酬制度の見直しにより、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、及び「業績連動型株式報酬」により構成することといたします。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」及び「賞与」のみで構成されます。

４．本制度の概要

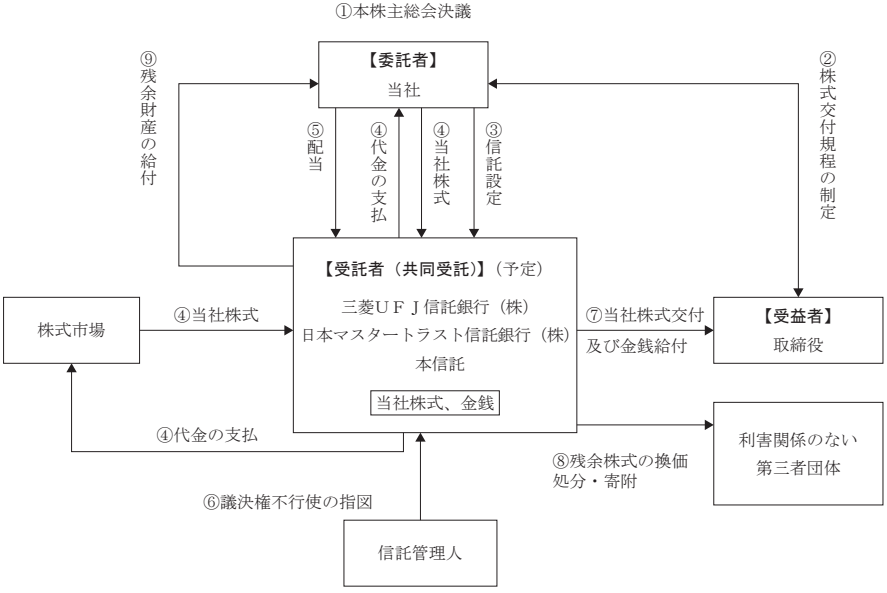

① 当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
② 当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の株式と同様に配当が行われます。
⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度及び役位等に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイント（下記（５）に定める）に応じた株数の当社株式等の交付等が行われます。
⑧ 毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、換価処分の上、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附を行う予定となっております。
⑨ 受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

（１）本制度の概要

本制度は、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度までの３年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式を役員報酬として交付等する制度となります。

（２）制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント（下記（５）に定める。）の１年当たりの上限総数その他必要な事項を決議いたします。

（３）本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時の累積ポイント（下記（５）に定める。）に応じた数の当社株式等の交付等が本信託から行われます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

①対象期間中に当社の取締役として在任していること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。）
②取締役を退任していること*
③在任中に一定の非違行為があった者でないこと
④下記（５）に定める累積ポイントが決定されていること
⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

*ただし、下記（４）第３段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役を退任していないとしても、当該取締役に対して当社株式等の交付等が行われることになります。

（４）信託期間

平成27年９月（予定）から平成30年８月（予定）までの約３年間といたします。

なお、３年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議における承認決議の範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続することがあり得ます。

また、当該期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式全体の交付が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

（５）取締役に公布される株式数

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年３月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度※及び役位等に応じてポイントが付与されます。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた株式が交付されます。

１ポイントは当社株式１株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

※業績達成度は期初に発表する連結経常利益の達成率を指標とします。

各評価対象事業年度において、各取締役のポイントは、以下の算定式によって決定されます。（１ポイント未満の端数は切捨てる。）

［ポイント算定式］

50百万円÷信託設定時株価×業績係数×付与配分

（注）1.業績係数は、業績達成度により0.5～1.0の間で変動します。

（注）2.付与配分は、役位に応じて決定される役位係数に、在任期間に応じて決定される在任係数を乗じて得られる値を取締役ごとに算出し、全て取締役に関する値の合計額に対して当該取締役に関する値が占める割合を意味します。

（６）本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付される当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、160百万円※を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託へ拠出する信託金の上限額は、現在の取締役の基本報酬及び賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付される当社株式の１年当たりのポイントの総数の上限を28,400 ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付される当社株式の株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる１年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である３を乗じた数に相当する株数（85,200株）を上限といたします。

（７）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（６）の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

（８）当社の取締役に対する株式交換時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定

手続を行うことにより、退任時までに付与されていた累積ポイントの75％（単元未満株数は切捨）に相当する数の当社株式については退任後に本信託が交付し、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

（９）本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、信託終了時または上記（４）第３段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託は当該残余株式を換価処分し、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	平成27年９月７日（予定）
⑧信託の期間	平成27年９月７日（予定）～平成30年８月31日（予定）
⑨制度開始日	平成27年10月１日（予定）
⑩議決権	行使しないものといたします。

⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限	160百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭残余財産	帰属権者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

ご　案　内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます。

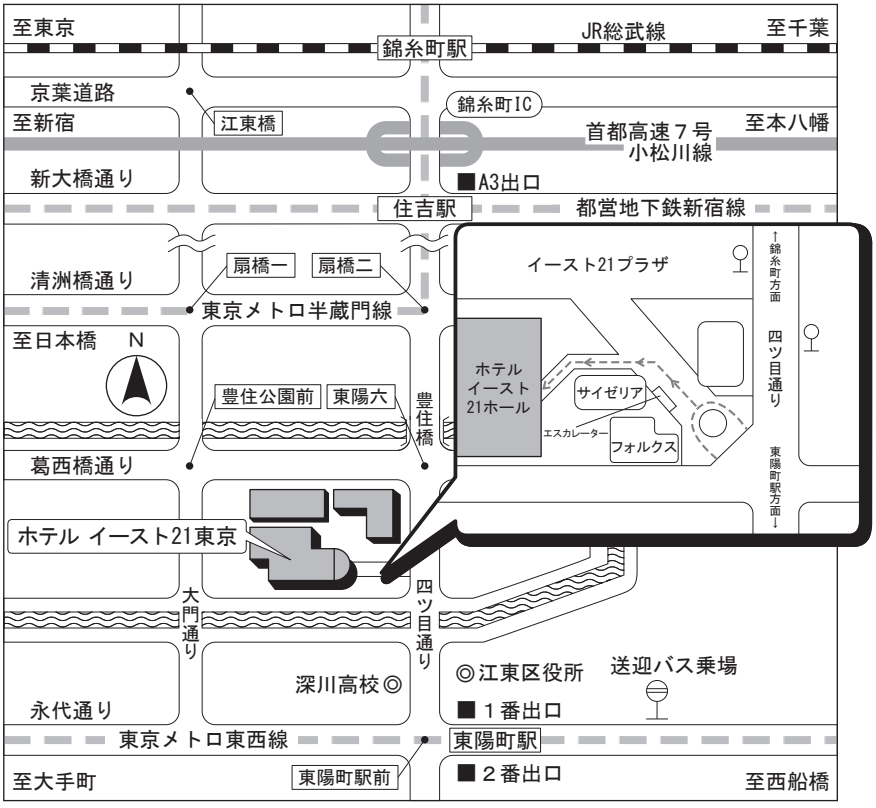

東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテルイースト21東京　３階　永代の間
電話：03-5683-5683

交通　　東京メトロ東西線　東陽町駅（１番出口）より徒歩７分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線　住吉駅より
都営バス＜東22＞で約10分　豊住橋（東京イースト21）下車
JR総武線　錦糸町駅より
都営バス＜東22＞で約15分　豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されます
のでお車でのご来場はご遠慮願います。

古紙配合率100%再生紙を使用しています